

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の育児休業等に関する条例

令和 2 年10月28日 条例第 8 号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業等）

第 2 条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年矢巾町条例第 3 号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年10月28日から施行する。